

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和元年12月10日 10時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	11名
欠席	1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

係長 湯越 恵子

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和元年12月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は7番柏木伸夫委員と、8番寺光正博委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は7件でございます。6件は所有権移転に関するもの、残り1件は利用権設定に関するものです。「議案第1号、通り番1を、議案書をもとに朗読」全7件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番1と通り番7については、2番委員と5番委員に関係する議事があります。退室していただき議事進行をしたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

(2番委員、5番委員退室)

通り番1

7番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は中村インター付近の農地と、角田中村の山際の農地です。譲渡人の[]は北九州市に在住で耕作管理が出来ないため、農地の買い手を探していました。しかし見つからないため[]が贈与で譲り受けるものです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、委員の説明が終わりました。委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

8番委員発言 通り番7について説明いたします。

通り番7について、前回の9月議案で許可された営農型太陽光発電システムの下部の農地で、[]が使用貸借にて[]が利用していたものです。今回は[]の農地を[]が購入するというものですが、添付書類に所有者の印鑑もあり、特に問題も無いものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、2番委員と5番委員の入室をよろしくお願いいたします。

(2番委員、5番委員入室)

議長 つづきまして、通り番2について地元委員の説明をお願いいたします。

通り番2

11番委員発言 通り番2と3について関係がありますので一緒に説明いたします。

通り番2について、譲渡人 [] の農地を譲受人 [] が使用貸借で1年間耕作管理するものです。

通り番3について、譲受人 [] は埼玉県に在住で耕作管理ができないため、譲受人の [] に売買するものです。通り番2及び3についての農地の場所は [] の自宅付近の農地です。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2と3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [] は久留米市に在住です。所有する農地は空き家バンクに付随した農地の指定を受けています。譲受人 [] が空き家と一緒に購入し、畑として利用するものです。場所は購入する空き家から南に100m行った農地です。特に問題も無く、間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

3番委員発言 通り番5について説明いたします。

通り番5について、譲渡人 [] は小郡市に在住で、耕作管理が出来ないので譲受人 [] に贈与するものです。 [] と

■■■■は親族関係にあり、以前より■■■■が農地の管理を行っていたものです。場所は鬼木の佐井川に近い農地です。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

2番委員発言 通り番6について説明いたします。

通り番6について、譲渡人■■■■は北九州に在住で、耕作管理が出来ないので、譲受人■■■■に贈与するものです。場所は合河の交差点より400m北東の農地です。

■■■■は行橋市に在住で、耕作管理が出来ないので譲受人■■■■に贈与するものです。場所はほ場整備した地区の墓地から100m南にある農地です。■■■■と■■■■は親子関係であるため特に問題ないものと思われまます。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から7は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から7について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は馬場の集落内の農地です。申請人■■■■は駐車場が手狭なため、既存の住宅の敷地の拡張として、駐

車場及び家庭菜園として利用するとのことです。間違いありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

10番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番1について、場所は市道荒堀・下河内線沿いで新池に隣接した農地です。申請人 [REDACTED] は上毛町に在住で、その農地を転用し自己住宅を新築するものです。第1種農地ですが、集落に接続して建設される自己住宅であるため、特に問題はないものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1と2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1と2について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。

通り番1について、場所は松江の高杉集合住宅の南西側になります。譲受人 [REDACTED] は自己住宅の建築と駐車場及び家庭菜園をするために、譲受人 [REDACTED] の農地を購入するものです。集落に接続して建築される住宅等になりますので、特に問題はないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。

地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

7番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し太陽光発電設備を設置するものです。場所は山田郵便局から200m南の農地です。2種農地であり代替地がないため特に問題も無いものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

11番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人 [REDACTED] と [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し宅地分譲用地として使用するものです。場所は八屋小学校の裏側の農地です。都市計画用途地域であるため特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

2番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、場所はたまごの里の東側の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し太陽光発電設備を設置するものです。周囲は農地に隣接した雑種地や山林等も含んでの一体的利用でありますので、特に問題はないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって12月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 元 年 12 月 25 日

議 長

松本克己



7番委員

杉本伸夫



8番委員

寺光正博



